

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保に関する意見書

わが国の経済は幾分か回復の兆しはあるものの厳しい情勢であることに変わりはない。建設業界では元請下請関係は幾重にも渡る重層構造が一般的である。このような中では、下位下請に行けば行くほど発注者と元請間での設計施工の積算に当たって計上された労務費額が削られていき、現場で働く労働者の労働条件は益々厳しいものとなっていくのが現実である。公共工事の発注では一般的に工事代金の総価格を契約金額として締結する「総価方式」が採られているためこのような状況がおきやすいと指摘されている。

国及び地方自治体の発する公共工事契約では税金を財源とし社会資本の整備等を目的にしている以上、施工に当たる労働者の賃金低下や労働条件の悪化は見過ごす訳にはいかない。諸外国では公共工事の契約は労働者に支払う賃金を明記させてどの段階の下請でもそれを守る義務を負うようにするという公契約法の制定が進んでおり、わが国でも平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、その付帯決議で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」と明記された。しかし、公共工事に従事する労働者の待遇を改善するための対策は未だ十分とは言いがたい現状にある。

ついては、国は公契約の受注者に対し、公共工事における適正な労働条件の確保を図り、労働者の安定的な雇用・賃金体系の向上を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

埼玉県伊奈町議会議長 平田 義雄

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	内閣官房長官
総務大臣	国土交通大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

貸金業制度及び出資法の上限金利の見直しを検討していた金融庁は、本年9月5日、貸金業規制法の改正案を自民党の金融調査会や法務部会などの合同会議に正式に伝えた。その内容は、貸金業界の上限金利を利息制限法の上限(元本により年15~20%)に一本化し、出資法の上限(年29.2%)は年20%に引き下げてグレーゾーン(灰色)金利を撤廃する方向で検討されている。

利息制限法の金利区分を変えることにより、10万円以上50万円未満で2%幅、100万円以上500万円未満で3%幅の利上げとなるなどの規定が盛り込まれているなど、銀行金利等の市場金利との比較において、利息制限法の制限金利自体も引き下げるべきと叫ばれている。

本年8月24日に開催された金融庁・貸金業制度等に関する懇談会では、特例措置の導入に反対の意見が委員の大勢を占めていたのであり、金融庁の検討結果は、「30万円」又は「50万円」の少額短期、事業者についての数百万円、数ヶ月、それぞれ20%台後半の特例金利を認めるもので、懇談会の意見を無視するものである。

さらに、300万人を超えた高金利引き下げの署名、39都道府県及び880を超える市町村議会の高金利引き下げの意見書に現れた多重債務問題を早期に解決しようとの国民の声に逆行するものでしかない。

今回の改正は、多重債務問題の解決のため、最高裁で相次いで示された貸金業規制法第43条(グレーゾーン金利)を否定し、利息制限法での救済をはかったことを踏まえた改正であることから、政府国会に対し、以下のことを求める。

記

1. 貸金業規制法第43条みなし弁済規定を改正法施行時に廃止すること。
2. 出資法の上限金利を利息制限法の15~20%に引き下げ、現行の利息制限法の規制を上回るのではないこと。
3. 保証料などの名義での利息の脱法を認めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

埼玉県伊奈町議会議長 平田 義雄

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	内閣官房長官
総務大臣	法務大臣	金融、経済財政政策大臣	